

アレルギーの表示

アレルギーとは、アレルギーの原因となる抗原のことで、食品表示基準により表示が義務付けられている「特定原材料」と、通知で表示することが推奨されている「特定原材料に準ずるもの」があります。

●表示対象のアレルゲン

特定原材料 (表示義務あり)	えび、カシューナッツ、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）（9品目）
特定原材料に準ずるもの (表示することを推奨)	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、ピスタチオ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン（20品目）

※表示の対象は、食物アレルギーの実態に応じて見直されることがあります。

☑ 特定原材料に「カシューナッツ」が追加されました。（令和10年3月31日までに対応する必要があります。）

☑ 特定原材料に準ずるものに「ピスタチオ」が追加されました。

●表示の方法

◆原則として、特定原材料及び特定原材料に準ずるものが原材料に含まれる場合は「原材料名（〇〇を含む）」と、添加物に含まれる場合は「添加物物質名（〇〇由来）」と表示します。（個別表示）

「乳」が原材料に含まれる場合…（乳を含む）ではなく、（乳成分を含む）と表示します。

「乳」が添加物に含まれる場合…（乳成分由来）ではなく、（乳由来）と表示します。

（表示例）

原材料名	白いんげん豆、小麦粉、砂糖、栗、鶏卵、炭酸水素Na、カゼインナトリウム（乳由来）、着色料（黄4）
------	--

- ・個々の原材料、添加物の直後に（ ）書き
- ・繰り返し表示になるアレルゲンは省略可能

◆個別表示によりがたい場合や個別表示がなじまない場合などは、一括表示も可能です。

この場合は、原材料名欄（及び添加物欄）の最後に、「（一部に〇〇・〇〇…を含む）」と表示します。

（表示例）

原材料名	白いんげん豆、小麦粉、砂糖、栗、鶏卵、炭酸水素Na、カゼインナトリウム、着色料（黄4）、（一部に小麦・卵・乳成分を含む）
------	--

- ・最後にまとめて（ ）書き
- ・その食品に含まれる全てのアレルゲンを表示

◆特定加工食品とその拡大表記は廃止されています。

「特定加工食品」：名称から、特定原材料を含むことが容易に判別できるもの

「拡大表記」：特定加工食品の表記を含むことで、特定原材料を含むことが予測できるもの

卵の特定加工食品 … マヨネーズ
卵の拡大表記 …… からしマヨネーズ



これらの食品についても
アレルゲンの表示が必要です

◆特定原材料及び特定原材料に準ずるものが、意図せずして最終加工食品に混入（コンタミネーション）してしまう場合には、注意喚起表示によって注意を促しますが、「入っているかもしれません」等の可能性表示は禁止されています。

（例）ちりめんの表示の場合…

○「本製品で使用しているカタクチイワシは、エビが混ざる漁法で捕獲しています」

×「本製品には、エビが入っている場合があります」

◆表示の対象が、特定原材料9品目なのか、特定原材料に準ずるものを含む29品目なのかについて、一括表示枠外に表示するよう努めることとされています。

（例）「この食品は29品目のアレルゲンを対象範囲としています。」、「アレルゲン（29品目対象）」
「アレルゲンは義務9品目を対象範囲としています。」 等